

これまでの政策対話における主要テーマ別の発言一覧

資料 1-2 の表に示す主要なテーマについて、これまでの政策対話における発言を整理した。

<教育・人材育成>**【第 9 回政策対話】**

- 庄野委員が提案された第三者機関が必要という点は賛成で、例えば用語の定義も、第三者機関によって検討し明確化できると良い。また、自由に意見交換できるような場や、リスクコミュニケーションの人材育成も必要である。(9 回-井上氏)
- 毎年コンビナート政策交流会を行っているが、東日本大震災以降は防災や事故に焦点を当ててきており、その中で人材育成と保安・事故防止の観点から取組を進めている。コンビナートが立地する臨海造成地の構造的強化や運転員の安全確保、化学物質が流出した場合の対応について検討しているところである。庄野委員の紹介された日本化学工業協会のケミカルリスクフォーラムの取組も重要な取組と考える。文科系出身の営業担当者もいるので、化学の基本的な知識、ケミカルリテラシーの向上についても取り組んでいきたい。(9 回-山本氏)
- 厚生労働省の審議会において、人材育成の議論が行われている。特に学校教育とどう連携していくのかといった点や、社会的地位、経済的待遇をどう確保していくのかといった点とともに、専門的知識や情報を職場や地域住民に対して伝える、コミュニケーションのできる人材が必要であると考え。(9 回-丸田氏)
- 義務教育課程で化学物質に関する基本的な理解ができることが望ましい。例えば SDS の読み方でも、発がん性の情報なしということが、安全だと誤解されてしまうことがある。データが無いというのは、安全だとはいえないのだという見方ができるようになってほしい。(9 回-庄野氏)
- 文部科学省でもリスクコミュニケーションについてどう教育に盛り込んでいくのか議論され、報告書が出ているところであり、こういった成果を踏まえて今後議論を深めていくこともできるだろう。(9 回-村山座長)
- 義務教育が重要という点に同意する。化学物質の影響を受けやすい胎児を妊娠する母親、また、子どもを育てる父親も知識が必要である。(9 回-中下氏)
- 発がん性の情報なしというのは安全ではないということを理解できるようにすべきという、庄野委員意見に同意する。環境省で進めていた人材育成の取組の状況はどうなっているか。企業と住民とリスクコミュニケーションの場でファシリテーターを務めることがあるが、実際やってみると双方の問題意識が違っていることがわかり良かった、今後の取組に生かしたいという感想をいただく。リスクコミュニケーションでは、専門家の側の傾聴と謙虚な姿勢が重要である。(9 回-有田氏)

【第 8 回政策対話】

- リスクコミュニケーションの実施促進には、そのベースとして化学・科学に対する理解・知識が必要である。その理解・知識のための初期教育、更には技術やリスク評価に関する専門家の養成が必要である。(8回-庄野委員)
- 化学物質に係る安全確保に必要な人材の不足について懸念があること、一方で日本社会が抱える課題を化学の技術や知識で解決できる余地もあるという観点から、人材育成を軸に幅広く議論したい。(8回-山本委員)

【第6回政策対話】

- 化学物質のリスクを検討するだけでなく、どのように減らしていくのかについて、教育の問題とも併せてこの場で話し合いたいと考えている。また、「安全・安心」を一括りにするのではなく、ぜひ分けて検討してもらいたい。(6回-井上氏)
 - 後段の「安全・安心」については、科学技術基本計画の中で「20世紀は、我々は安全を求めた世紀である。21世紀は安全が確保され、かつ、人々が安心して」という表現が載っている通り、我々は常に安全・安心を目標にしており、その橋渡しをするのがリスクコミュニケーションであるという理解である。(6回-北野座長)
 - 前段については、リスク評価の後、どのようにリスクを減らしていくのかを考えることは確かに重要である。これまで政府におけるライフサイクル全体のリスク削減の取組が進んできているという印象を持っているが、その取組が更に、消費者や市民の環境学習にもつながっていけばよいと考えている。そのためには、消費者製品の表示や情報伝達が重要であると考えている。(6回-崎田氏)

【第5回政策対話】

- 特に感じるのは、子ども達がこの種の問題に対してほとんど関心を持っていないのではないかという点である。マスメディアから流される情報だけに頼っていて、暮らしの中で自分たちのリスクを感じるという場面を見えなくしているのではないか。そういった観点からは、学校教育や児童教育における製品中化学物質のような問題について正しい理解の仕方や能力を向上させるための何らかの教育システムが必要ではないか。また、例えば強い香りを出すような柔軟剤に慣れてしまうと、そういった香りがなくても生活できるという感覚を麻痺させてしまうように思う。そうならないよう、市民グループとして教育プログラムを作成していきたいと考えている。(5回-井上氏)
 - 学校教育がいかに大事かということだと思う。特に、副読本には偏った記述が多いことから、長期的にはそうした内容の是正も検討すべきだと思う。(5回-北野座長)
- 化学業界では **Product liability**、PL相談センターを持っており、色々な相談が寄せられている。ただ、全てに答えるのは難しく、また、専門家に問い合わせたとしても意見が異なることが往々にしてある。サイエンティフィック的には答えは一つではあるが、化学物質アドバイザーの言い方次第で印象が大きく変わってしまうことがあるため、国の体系的な教育システムが無い限り、絶対にだめだと考えている。そうした観

点から、化学物質に関するセンターを作ってほしいというのは業界の要望でもあり、そこへ様々な専門家が集まり、米国の NIH（アメリカ国立衛生研究所）のようなどころから様々な情報が発信できるような形を考えていてもらいたい。また、消費者に情報を的確に伝えるためには、全てのサプライチェーンが情報を協力して伝達することが重要であるため、こうした取り組みも産業界として現在進めているところである。

（5回・庄野氏）

- 2点ある。1点目は、消費者と事業者をつなぐ役割として消費者団体の役割はすごく大きいという点である。公的な機関への問い合わせだけではカバーできないような事案なり、窓口としての消費者団体の位置づけをもっと確立していきたいと考えている。2点目は、学校教育の重要性である。その際に気を付けないといけないのは、即効性を求めた教え方をしている限り、本質的な科学的な物の見方や考え方をすることはできないと思う。例えば、リサイクルは大切ということは知っていても、紙やプラスチックが何で出来ているのか知らない子どもが多い。長期的ではあるが、そうした本質を伝える努力を大切にしないと危ういと考えている。（5回・二村氏）
- 化学物質アドバイザーやサイエンスメディアセンターのような形で中立的な人材を育てることと、大学教育においてリスクが分かるような人材を育てるためのカリキュラムを充実させることが必要だと考えている。そこには国が関わることも必要だと思うので、今後の課題として挙げておきたい。（5回・中地氏）

<情報提供>

【第9回政策対話】

- 購入、使用、分別、廃棄といったライフサイクルの各段階で必要な情報が提供されているかどうか、足りない点は何か議論すべきと考えている。GHSの情報もB to Bまでは伝達されているが、消費者製品は自主的取組にとどまっており、この点も課題と考えている。(9回-崎田氏)
- 家庭用品品質表示法など、消費者製品への表示が法律でどの程度義務付けられているのか、どういった物質、製品にどのように情報を表示するのかという点を、現状を明らかにしたうえで議論したい。また、廃棄につながる情報が不足していること、有害物質について特別な廃棄物処理をしている自治体は少ないことも課題である。また、廃棄について、日本化学工業教会では検討されているのかお聞きしたい。(9回-中下氏)
 - ライフサイクル全体で管理していく必要があると考えており、当然検討している。(9回-庄野氏)
 - 消費者からの廃棄物は一般廃棄物として処理され、事業者からの廃棄物は産業廃棄物として管理、処理されている。特にどこの管理、処理について議論したほうが良いと考えているのか。(9回-亀屋座長)
 - 消費者製品、例えば、殺虫剤などの廃棄、処理である。(9回-中下氏)
 - 消費者が製品から直接悪影響を受けるという点だけでなく、消費者が環境汚染の原因になっていないかチェックすべきというご指摘と理解した。(9回-亀屋氏)
- 家庭で余った塗料を廃棄するような場合に、各自自治体がどのような処分を行っているのか、京都市の事例などを参考に、現状と課題を検討してはどうか。(9回-中地氏)
 - サプライチェーンの川上から川下へと情報が伝達されて、さらに消費者製品まで伝達されているかどうか、課題は無いのか、確認いただきたい。(9回-崎田氏)
 - 消費者製品だけでなく、工業用製品も含めて、幅広い対象についてリスクを減らすための化学物質管理を議論する必要がある。(9回-庄野氏)
- B to B と B to C では情報提供の際の物質名が異なるため、消費者が毒性などを調べようとしても調べるできない。(9回-橘高氏)
 - JIS を定めて物質名を統一していく方向にあると聞いているが、どうなっているか。(9回-有田氏)
 - 新規化学物質について物質名を公示する場合に、労働安全衛生法と化審法で統一していく方向で検討している。既存化学物質については、対象になっていない。(9回-経済産業省)
- 労働安全衛生法に基づいてリスク評価が進められ、逐次法改正も進められているのに対し、有害家庭用品規制法の対象物質は体系的なリスク評価に基づいて決められていない。消費者製品による曝露について、せめて表示だけはしていただかないと、消費者自身の安全はもとより、消費者が環境汚染の加害者になることを避けることができ

ない。(9回-中下氏)

- 化粧品による白斑の問題が明らかになった際、愛称として製品に表示されている成分の名称と、マスコミ報道での名称が異なっていて消費者が分からないという問題があった。(9回-有田氏)

【第8回政策対話】

- 化学物質のライフサイクル全体を考えた管理のためには、使用されている化学物質の名称や環境に配慮した使用方法等について分かりやすい形での情報提供(表示等)や廃製品の分別・廃棄の仕組みづくりを、企業、行政、市民・NGOなどが連携して取り組む必要がある。企業が化学物質のリスクについての情報共有や対話の場の設定を行っている地域もあり、そのような事例の共有は有用だと考えている。(8回-崎田委員)
- 有害化学物質を含有した製品を他と分けて回収している自治体はまだまだ少ないと認識している。また、日本では消費者向けの製品にGHSの絵表示はほとんど表示されていない。いかに製品に表示し、消費者に伝達していくかも重要な課題である。(8回-中地委員)
- 水銀含有に関する何らかの情報提供を行っていく予定であるが、過去に製造された製品には水銀含有であってもマークが付いていないので混乱する、あるいは電池の中には見た目が似ていても水銀を含有しているものとそうでないものがある、といった状況が想定されるため、どういう情報提供をすれば実効性が上がるかを考えていく必要がある。(8回-経済産業省)
- 例えば東京都医師会における水銀使用機器の回収といった取組等、特定の地域で行われている先進事例について積極的に情報発信していく方法はないだろうか。(8回-有田委員)
- GHSの絵表示が消費者向けの製品に表示されるというところまではいかないまでも、水銀を含有していることが製品に表示されるような制度が作られる可能性はあるのか。(8回-有田委員)
- 政策対話は単なる情報共有だけにとどまらず、何らかの政策についての合意形成を図っていくということを目指していくべき。例えば、化学物質の使用製品における使用物質の表示に係る表記の統一、あるいは家庭用品に含有される化学物質について調べることができるウェブサイトの構築などについて合意形成できないか。また、天津における事故も踏まえた、緊急時の対策や、内分泌かく乱化学物質対策についても考えられる。(8回-中下委員)

【第7回政策対話】

- 水銀に関する表示等の情報提供については、法律上の努力義務としてお願いすることとなり、国としては試買調査も含めて取り組んでいくが、化学品一般となると、例えば輸入品での対応、表示の正確性を担保する仕組み、様々な物質を含有する製品にい

かにわかりやすく表示するかという点は課題になる。(8回・環境省)

- 消費者製品における化学物質の表示が統一されていない。規制ごとの縦割りを超えて、統一の表示制度をつくる等、表示を一元化する方向性について、資料のどこにも記載していないので「SAICM 国内実施計画の進捗状況について (素案)」p79 の今後の課題の中に記載して欲しい。(7回・中下委員)
 - データベースの化学物質名の表記方法も統一して欲しい。データベースが統一されていなければ、消費者が物質ごとの毒性等を調べることは難しい。(7回・橋高委員)
 - EPI の中に製品中化学物質が含まれており、同素案の p66 以降に家庭用品品質表示法における取組が記載されているが、界面活性剤等の表示が製品によっては非常にわかりにくいという問題は以前から指摘されている。消費者サイドに立ったわかりやすい表示のあり方を今後の課題として記載して欲しい。(7回・中地委員)
 - 中下委員、橋高委員の指摘は、化学物質の表記方法に関する課題だと認識しており、政府にとってもわかりにくいとの認識はある。有効な対応を講じられるかわからないが、問題意識自体は理解したので、関係省庁と意見交換はしたいと思う。(7回・環境省)
 - 少なくとも、各規制の化学物質の表記の互換表のようなものを作り、せめて物質の名称ごとに同じものなのか、そうでないのかがわかるシステムは必要。早急に対応願いたい。(7回・中下委員)
- CAS 番号はどのように管理されているのか。(7回・有田委員)
 - CAS は CAS サービスという世界的なデータベース企業が管理している。化学物質というものは、そもそもそれ自体で一つしか存在しないので、名称を統一しなくても、CAS 番号により特定は可能である。名称が統一されていないことに関しては、日本だけでなく世界的な問題であり、名称の付け方も IUPAC や CAS 等で統一されておらず、国によっても異なり、GHS のような国際的な組織が統一的に対応するべきではないかと考えている。(7回・庄野委員)
- 環境省のファクトシートには、物質がどの製品に使用されているのか記載されており理解しやすかったが、その後、対象物質を広げていくとの方針であったが、どのような状況なのか教えて欲しい。例えば、NITE が CHRIP 等の安全性情報基盤を構築しているが、内容が徐々に専門的になってきており、分かりやすい情報という位置づけのファクトシートは重要だと思っている。(7回・有田委員)
 - ファクトシートは色々な方に情報を共有する観点から重要な位置づけだと認識しているが、規模が大きくなり毎年の更新が難しくなっているという現状がある。(7回・環境省)
- 環境省の取組は、世界の先進的な取組に比べ遅れをとっているのではないか。化学物質の内分泌かく乱作用に関して EU では、ヒトの影響、とりわけ子供の発達への影響

が懸念されて規制に至ろうとしている。そういうことを考えると、一番重要なこれから産まれてくる子供たちの発達への影響という観点を落としてはいけない。これは環境省だけの問題ではなく、厚労省の問題でもあるので、対応はどうなっているのか、是非ともこの場で発表して欲しい。(7回-中下委員)

- 厚労省では、評価手法や毒性評価法の確立について厚生労働科学研究費の補助金で研究を継続的に進めており、各年の報告書はホームページ等で公表している。(7回-厚生労働省)

【第6回政策対話】

- **QSAR** を用いた評価というのはどの程度期待できるものなのか、現状を教えてください。(6回-有田氏)
 - **QSAR** の活用は重要であると考えており、これまでその手法開発を推進してきている。ただ、人健康と生態影響では適用のしやすさに違いはある。そうした点も含め、ポータルサイトを構築し、情報交換が進められてきているところである。(6回-環境省)
 - 化学審査部会では毎回、審査データと **QSAR** の予測結果との比較を実施している。結果が合わない場合には、**QSAR** のデータベースの中に含まれていないような物質であることが多い。(6回-北野座長)
 - **Japan** チャレンジプログラムのような、企業の協力は得られていないのか。(6回-有田氏)
 - これまでに比べて、企業の情報公開は相当進んできている。日化協としても会員企業に情報提供や情報公開を依頼しているところである。**NITE** からも情報提供の依頼があったところである。**QSAR** が活用できるようになると企業にとってもメリットが大きいので、情報提供には協力していきたいと考えている。(6回-庄野氏)
- **PRTR** の届出外排出量の推計については、オランダも少しやっではいるが、ここまで取り組んでいるのは日本しか無いのではないか。**ICCM4** においてもぜひ強調すべき点かと思われる。(6回-中地氏)
- ライフサイクル全体のリスクの削減を、サプライチェーンの川上、川下、消費者としてどのように考えているのか、教えてもらいたい。(6回-北野座長)
 - 川上サイドとしては、情報を単に伝達するだけではなく共有することが重要と考えており、その意味でどのようにリスクを表現できるかがまさにポイントであると考えている。また、サプライチェーンは非常に長いルートを通り、複雑でもあるため、グローバルな情報共有が重要であると考えている。(6回-庄野氏)
 - ライフサイクル全体でのリスクの削減となると、グローバル対応が重要で、世界どこでも共通に情報を入手するための基盤が必要であると考えている。また、製品に含まれる化学物質を、表側にあるハンドル部分に含まれる成分と裏側にあるモーターの筐体を同じレベルでリスク評価できるのかどうか、科学的に考えてい

く必要があると考えている。このように、ライフサイクル全体でのリスクの削減にはまだ超えるべきハードルがあると考えている。(6回-宇佐美委員)

- 自動車にしても電機・電子製品にしても、部品点数が非常に多いため、何が含まれているのかを企業間の伝言ゲームによって把握することが重要な点となる。そのためのプラットフォームを確立しないと、そうした情報の把握は実現できない。また、LCAにおいてどの要素がどの程度のインパクトを持っているのか、科学的に評価を進めていくことが重要であると考えている。(6回-浅田氏)
- それぞれの製品が家庭の中に来た時に、どういった化学物質が使われているのかが本当に分からない。また、それについて教えてくれるところもない。そうした点が非常に不安である。例えば、ビスフェノールAがどの程度リスクがあるのか、代替されたのであれば、その代替物質にはリスクが無いのかといった点が分からない。そうした疑問に対して、メーカーの視点ではなく、第三者的な評価をする機関や消費者の視点から説明してくれる機関やNGOがあればありがたい。(6回-橘高氏)
- 日化協とPLセンターの連携といったように、現状は連携が不十分なところがあるため、そうした点を補うこともライフサイクル全体の取組では重要と考える。(6回-有田氏)
- PLセンターについては、連携では不十分な点もあるが、消費者の問合せという観点では十分機能していると考えている。消費者から化学物質に関する問い合わせがあって、それに対する的確な回答をすることのできる唯一のチャンネルかもしれない。ただ、最新の科学的知見を専門意識のない消費者にどのように伝えたら良いのかという点が難しい。そうした意味では、小さい頃からの教育が大きな前提になるのではないかと考えている。(6回-庄野氏)

【第5回政策対話】

- 教訓として出てきたものと同じような点を10年以上前から市民側も指摘しており、本日の発表で特に強調すべき点があれば教えてほしい。また、教訓として示されてはいないが、原子力については元々、絶対安全と言ってきたところから不信感が非常に生まれているということもあるのではないかと。(5回-有田氏)
- 英国では、検討のプロセスをすべて公開し、誰でもそれが取り寄せて見られるようにする、しかもそれを見やすく伝えているという点が、日本とは大きく異なると感じている。また、原子力に関しては、そもそも絶対安全なんていうことはあり得ないにも関わらず、最初の段階から安全であると言ってしまったところに問題があると考えている。(5回-小出氏)
- EU、米国では分かりやすいラベル表示と詳しい情報を提供するインターネットによる情報提供という使い分けをしていると思われる。日本では、GHSラベルについては労働安全衛生法では義務付けられているが、消費者製品については義務付けられていないため、消費者にとって分かりやすいラベル表示が日本でも必要になるのではないかと。

また、「まぜるな危険」といった表示は一部の製品に留まっているため、消費者製品全体を包括する表示システムを作る必要があるのではないか。そのうえで、データベース的なものを作っていく必要があるのではないか。(5回-中地氏)

- ▶ SDSをBtoBで交付しているのだから、BtoCでも交付することを考えてもよいのではないか。また、シックストーブ事件の教訓を踏まえると、製品にどういった物質が使われており、温度をかけると危ないのかどうか、最低限そうした情報は出してもらいたい。同様に、「まぜるな危険」の例が出たが、それ以外の製品を混ぜてしまって化学物質過敏症のような症状を発した人がおり、どの程度混ぜてよいのか、混ぜたらどういった物質ができるのか、分からないことが多いので情報を出してほしい。ラベルに全て表示するのは無理だと思われるので、SDSやリスク評価をまとめた文書を出しておいてもらえるとありがたい。(5回-中下氏)
- ▶ 混ぜてはいけない製品の情報としては、おそらく、農薬なら農薬同士、殺虫剤なら殺虫剤同士の情報があればよいかと思う。こうした情報提供であれば、工業界レベルで出来るのではないか。(5回-北野座長)
- ▶ 消費者が情報を得るための方法としては、ほとんどの場合、コマーシャルメッセージになるのではないか。このため、メリットだけではなく、リスクをきちんと情報提供していくことが重要であると思う。(5回-山本氏)
- ▶ 分かりやすいラベル表示と詳しいインターネット情報を組み合わせるとするのはまさにその通りだと思う。同様に、ネガティブな側面かポジティブな側面かということも、どちらかだけではなく、両面からアプローチしていく必要があると思う。また、論点3に関わることもかもしれないが、具体的かつ実効あるものにしていくためにも、物質を例に挙げてどういう表示が必要なのかということ議論していく必要があると思う。(5回-伊藤氏)
- ▶ 消費者としてはまず、製品の中にどういった物質が入っているのか知りたい。化粧品であればまだ全成分表示となっているが、それ以外の消費者製品となると製品に何が入っているのか分からない。その一方で、バイオモニタリング調査結果では様々な物質が検出されているにも関わらず、消費者としてどのように避ければよいのか分からないという状況では、対策の立てようがない。(5回-橘高氏)
- ▶ 化粧品は全成分表示となっているが、量については分かる状況にはなっていない。洗剤についてもできる限りインターネットで成分情報を伝える努力をしているところである。(5回-角井氏)
- ▶ 最近コンパクト洗剤が出ているが、ラベル表示には界面活性剤とその成分比は書かれているが、界面活性剤の成分については何も書かれていない。昔はすべて書いてあったが、現在は分からなくなっている。インターネットでは詳しく丁寧に書かれているが、インターネットを使わない人には情報が入手できない状況になっている。先ほどの「市民・消費者」については、問題を理解しながら発言し、

改善していく努力をし、色々なことに関わっていく人を指している。こうした人々たちにとって情報が得られることは非常に重要だと思う。また、テレビの情報も非常に重要で、ゼリー状の投げ込む洗剤というのが販売されているが、この製品も成分情報はいくら調べても出てこない。子どもが誤飲する事例も発生しているため、成分情報の提供のあり方は多面的に検討してもらいたい。(5回-有田氏)

- 企業がラベル表示やインターネットを通じて情報を出していくことも重要だが、米国の例のように、国が情報システムを整備していくことも重要であると思う。そうした情報システムが日本には本当に無くて、消費者は調べるのに非常に苦労している。(5回-中下氏)
- 消費者に対する情報提供として一番重要なのは、消費者自身が調べたいとき、聞きたいときに、応え得るかどうかということだと思う。そういった意味からは、インターネットや相談機関は非常に重要で、そこに問い合わせた時にきちんと返事が得られる体制作りが重要である。また、米国の事例で優れているのは、聞きたい人や調べたい人の立場になって作られている点である。日本でも、作り手の思いが前面に出るのではなく、聞きたい人、調べたい人の立場になって改善されていくものとなってほしい。例えば、インターネット上の販売サイトでは、どうすれば消費者の人が商品を見つけやすいか、検索キーワードはどういったものが多いかとか非常に努力しており、そうした点も参考になるのではないか。(5回-二村氏)
- 消費者としてどういった物質が入っているのか、インターネットで調べようとしてもラベル表示ですら見つけられないことが多い。また、CAS番号のような共通のものがないため、他のサイトと組み合わせて理解することができない。この点が、消費者が化学物質の問題を理解することをより困難にしていると思う。ぜひ各法律でどの物質のことを指しているのか簡単に比較できるよう、省庁の方には対応をお願いしたい。(5回-橋高氏)
 - 化学物質には色々な命名の仕方があるが、共通のものとしてはおそらくCAS番号になると思う。(5回-北野座長)
- 化学物質の便益とリスクに関連して、替えたければ替えられるような代替物質の情報もあわせて提供すべきではないか。使わなくても済むものは使わないという選択肢も用意すべきだと思う。また、一般消費者への情報提供の仕方や情報を提供するマンパワーの育成ということも考えていく必要があると思う。(5回-井上氏)
- GHS表示が消費者製品ではなぜできていないのか、議論すべきではないか。それぞれの業界や国でGHSラベル表示をきちんと進めて頂きたい。(5回-中地氏)
 - すぐにイエスかノーかを答えるのは無理だとは思いますが、宿題として検討していただき、基本的な考え方を示してもらおうということではどうか。(5回-北野座長)
- PL相談センターには色々な相談があるが、相談内容の集計結果が国民生活センターに届いていなかったりするため、横の連携も含めて情報が出てくるような形にしてもら

いたい。また、石鹼洗剤工業会では、ラベル表示にきちんと記載するといった改善がなされてきているように思うため、そうした情報をきちんと伝えていくことが必要ではないかと思う。(5回-有田氏)

【第1回政策対話】

- 今後国内実施計画に盛り込むことを検討すべき課題事項は、①シックハウス、②シロアリ駆除剤や不快害虫の殺虫剤等、生活環境中の殺虫剤等の規制がないこと、③法ごとに表示が異なっており消費者にわかりにくいため、統一表示の目標も明記すべきことの3点である。(1回-中下氏)

〈事故・災害〉

【第9回政策対話】

- 大阪府では、大規模災害時の化学物質によるリスク低減の取組を行っているなかで、費用のかからない簡単な方法で効果が期待できる対策が明らかとなってきた。例えば、フレキシブルな配管や、止水版の設置、ポンプの設置などである。また大阪府では、化管法対象物質の取扱量を報告させており、この情報を市町村の消防に提供し、活用方策について意見交換を始めている。このように化学物質の取扱量、貯蔵量、貯蔵場所などの情報も一元的に管理できる仕組みが必要ではないか。他にも、化管法対象物質であるが消防法における危険物と消防活動阻害物質として指定されていない、火災、加熱、水、酸、アルカリによって有害物質が発生する物質について、事業所へ情報提供する取組を行っている。利根川でのヘキサメチレンテトラミンの事故の際には、大阪府でも状況確認のために PRTR のデータを活用した。こういった対応についても、国として取組んでいただきたい。(9回・谷口氏)
- 地震に対する国や地方自治体の取り組み、化学工場の対応等の事例について関係者から情報提供いただき、取り組みのあり方について議論すべきではないか。(中地氏)
- 第8回で中地委員が提案された「緊急時の対応計画を策定し、周辺住民とのコミュニケーションを」という点に関連するが、EU 最大規模の薬品工場における先進事例について取材したことがある。事業者の方には、住民の思いや、安全管理の取組をどう発信したら良いか理解いただくことも重要と考えており、先進事例などをもとに今後どうすべきか議論する必要があるのではないか。(9回・崎田氏)
- 二次災害の防止のためにも、PRTR 対象物質について、貯蔵量の届出についても法律で義務付けることを検討いただきたい。また、緊急時の対応計画策定についても、化管法に盛り込んでいただきたい。(9回・橘高氏)
- 化学物質のライフサイクルのどの段階で事故があり得るか、現在の法律の対応状況と課題を整理して議論すべきではないか。また、情報提供というのは、教育も関わるなど、3つのテーマも相互に関係している。大きなマトリックスを作って整理するのも一案である。(9回・北野座長)

【第8回政策対話】

- 有機系フッ素化合物 (PFCs) や環境残留性医薬品汚染物質、毒性の高い農薬の問題について、日本でどのような取組ができるのかという観点でも議論したい。また、事故や災害等の緊急時における対応に係る計画について周辺住民とコミュニケーションを図るといった、緊急時対応のあり方について議論する必要がある。(8回・中地委員)
- 今後のテーマとして、「事故・災害時の対応」を一度は取り上げていただきたい。(8回・谷口委員)
- 化学物質の事故・災害については、某国での大規模事故の記憶もあり関心が高いと思

われる。 今回の事故でも化学品の倉庫での事故であり「輸送・貯蔵」の観点での議論があってもいいのではないか。国内で保管されている管理実態を示し、適切に管理されていることを、周知するメッセージも必要ではないか。(8回後-浅田委員)

【第6回政策対話】

- 大阪府から災害時の化学物質対策について発表があったが、それ以外にも災害基本計画や災害に対応した廃棄物処理計画等も含めて、今後アジア等の災害が起これる地域に展開していくことも国際協力の観点から重要ではないか。(6回-崎田氏)

【第1回政策対話】

- 通常の化学物質の事故時の措置は一部の法令には定められているが、大災害が起こった際の対策はない。このため、東日本大震災の経験も踏まえ、事故や災害に関する取組を盛り込むべきではないか。(1回-奥田氏)
- 緊急時の対策は地域とも密接に関わる問題で、防災の観点を盛り込むべき。(中地氏)

〈評価・管理〉

【第8回政策対話】

- 製品に組み込まれて外見上水銀使用製品であることがわからない状態で輸入されるケースについては、試買調査を行うとされていたと思う。このような製品に組み込まれて輸入されるケースについても、適切に管理できるようになれば良いと考えている。(8回-崎田委員)
- 水銀使用製品が組み込まれるケースも踏まえ、国において試買調査をする方針である。(8回-経済産業省)
- 労働安全衛生法が改正され、通知対象物質(安衛令別表第9に定める640物質)への、ラベル表示の対象物質の拡大や、リスクアセスメントの義務化などが行われるので、職場の化学物質管理を取り上げてはどうか。高濃度・長期暴露として、職場の化学物質安全管理の実態を取り上げて適切な管理実態であることを示すことが、一般の理解促進の意味でも、政策対話の場で議論すると良いのではないかと。(8回-浅田委員)

【第7回政策対話】

- 国ごとに化学物質管理のレベルに大きな格差があると認識している。我が国として、化学物質管理に関して国内で先進的に取り組んでいくべきなのか、取り組みが遅れている他国に鑑み、底上げ的に労働者の安全衛生等の面を引き上げる活動するべきなのか、その点を国内実施計画において考慮されるべきと感じる。(7回-山本委員)
- 指摘の通り、国によっても格差はあり、途上国でも多層化が進んでいるので、今後配慮したいと考えている。(7回-環境省)

＜リスクコミュニケーション＞

【第8回政策対話】

- 地域においてリスクコミュニケーションを実施するための制度や人材育成の体制、学校教育も含めた化学物質に関する教育のシステムについて議論が必要ではないか。その際、市民グループの果たす役割も念頭に置く必要がある。(8回-井上委員)
- 「化学物質のリスクの種類や影響の大きさ」と「一般市民の関心の高さ」の関連性について評価したデータがあると、次期の政策検討に役立つのではないか(例えば、「事故件数、死者数、余命年と消費者の関心」など)。リスクコミュニケーションについては、どの部分のリスクコミュニケーションが弱いのか、或いは必要か、他国の事例も整理しつつ評価した資料があると理解が進むのではないか。(8回-小野委員)

【第6回政策対話】

- リスクコミュニケーションが思ったほど進まないことの原因について意見を伺いたい。(6回-北野座長)
 - 根本的に大事なところは、現在は学ぶという段階で何となく終わってしまっており、暮らしの中で実践していく段階にまで至っていないという点かと思う。きちんとリスク削減行動につながるようなやり方の環境学習とか、リスクコミュニケーションにつなぐというあたりの視点が、今後重要であると思う。(6回-崎田氏)
- 最近のリスクコミュニケーションは単なる説明会で終わってしまっているため、当初目指していた双方向のコミュニケーションというところにもう一度立ち返るべきかと思う。(6回-井上氏)

【第5回政策対話】

- リスクコミュニケーションという概念を共通化して議論を行うため、資料を配布させて頂いた。例えば、小出先生のご発表にあった「正しく恐れる」についてだが、「恐れる」のと何が違うのかがよく分からない。関連して、リスクコミュニケーションという言葉も環境省とその他の省庁では似て非なるものが多いように感じている。そういった観点から、OECDの報告や安全・安心科学技術及び社会連携委員会が出した報告を共通認識として議論を行いたい。(5回-井上氏)
 - リスクコミュニケーションの定義についての正式な国としての定義は無いと理解している。NRCが「ステークホルダー間でのリスクに関する情報の相互作用的過程」といった定義を一応出しているが、今ここでその定義について詳しく議論をすることは避けたい。(5回-北野座長)
- 今の日本で、消費者が洗剤を混ぜて具合が悪くなった場合に相談できる場があるとなれば国民生活センターくらいしかない。しかし、国民生活センターでも多数の案件を抱えており、一々全部受けてくれるとは限らない。そうならないよう相談できる機関をきちんと整備すると共に、相談の情報を共有してメーカーにも伝わるような取組が必要である。リスクの情報についても消費者に解説してもらえるような場が必要であ

る。また、お客様相談室に電話をかけても「心配ない」だけで終わってしまうことが結構あるが、きちんと科学的根拠を示したうえで回答すれば消費者も随分安心すると思う。相談できる機関としては第三者機関が望ましいが、英国とは異なり日本では完全に中立な第三者機関というのは難しいため、まずは国に動いてもらう必要があるのではないかと。(5回-中下氏)

- 製品のリスクコミュニケーションという観点からは、メーカー、消費者に加え、専門家を交えてコミュニケーションができた内容は、消費者全員に共通するテーマでもあるため、いかにうまく発信するかということも重要である。また、そうした情報の発信はメーカーの責任として行うべきではないかと考えている。ただ、それではなかなか進みにくいということであれば、行政が推進すべきかもしれない。(5回-北野座長)
- 科学にも不確実性があり、さらに知見が集まることで結論が変わるということもある。環境ホルモンはその典型であると考えている。そうした観点からも、「絶対」や「必ず」といったような使い方をやめて不確実性を踏まえたリスクコミュニケーションをやっていくべきだと考えている。そこに皆が気を付けていかないと、リテラシーは高まってこないと考えている。(5回-中下氏)

【第4回政策対話】

- リスクの社会的受容性について、社会がリスク評価結果の情報を受け取って、自分たちがどういう役割を果たしていけるのかを考えることが重要であると考えている。人材育成だけでなく、事業者、市民、消費者が新しい学びの場を自主的に作り上げていくことが重要であると考えている。(4回-崎田氏)
- リスクコミュニケーションについては、国民は情報を提供されるだけ、理解するだけといったものとして想定されている場合が多いように感じている。崎田先生が言われた通り、意思決定自体もリスクコミュニケーションに含めたうえで議論を進めてほしい。(4回-橘高氏)
- 製品中化学物質の情報(用途や使用目的、リスク評価結果等)を、一般市民にどのように提供していくかについても議論してもらいたい。リスクコミュニケーションは、自分の問題としてとらえることが重要であるため、情報を聞くだけ、与えられるだけではなく、積極的に参加をしていかないと理解は進まないと思う。(4回-二村氏)
- リスクコミュニケーションにおいて消費者が分からないこととして、有害性と用途の二点がある。製品中化学物質が実際に自分達の生活とどのように関わっているのかという点で分からないことが多い。想定外の使用もありうるので、用途を固定するのではなく、想定外に耐えられるような幅広い捉え方が可能な枠組みが必要だと思う。(4回-二村氏)
- 化学物質の場合、どこまでを「想定内の使用」とすべきなのか、今後議論の必要があると思う。(4回-北野座長)

- 想定外の使用をするのは必ずしも消費者とは限らない。むしろ、事業者が想定外の使用をした影響を消費者が受けることになるのではないかと考えている。(4回-二村氏)
- 製品中化学物質という捉え方をした場合、国内だけならともかく、日本は海外から色々な日用品を輸入しており、その化学物質が輸入元の国で適正に管理されているのかが分からないことがある。日本が相手の国に適正な管理方法での製造を依頼しても、想定外の使用をされて返ってくる場合もある。こうした点で我々にとっても想定外となってしまうことがある。(4回-庄野氏)
- リスクコミュニケーションについて、産業界側から消費者へのアプローチとして、どうしたら消費者がリスクを管理してもらえるのか、使ったらこうなりますという伝え方が良いのかどうか、ぜひ教えてもらいたい。(4回-庄野氏)
- 2020年と期限が決められている中で、どこまで進んでいるのか不安になる。リスクベースで考えていく場合、大人は大丈夫でも子供にはリスクがある場合に化審法ではどのように取り扱っていかようとしているのか知りたい。リスクの削減に向かって各ステークホルダーがどう行動すべきかを議論すべき場でもあるので、そうした方向で議論を進めてもらいたい。(4回-有田氏)
- リスクコミュニケーションについては、製品情報が消費者を自分のこととして考えるためには、科学者の情報と消費者の情報が違っていても良いと思う。消費者に対して、どういった便益があるけれどどういうリスクもあるといった形で伝えてはどうかと思う。(4回-崎田氏)
- リスクコミュニケーションの前提として、検討対象となる問題にふさわしいリスク評価がなされている必要がある。どういう目的のためにリスク評価をしていくのか鮮明にしていかないといけない。鈴木氏の発表資料には、それぞれのリスク評価が、どういう目的で、どういう手続きで、どう進めていくのかというエッセンスが示されている。この表の中にリスク評価の目的の欄や、最終的な判定として規制をするのかしないのか、自主管理をするのかといった結論までが書かれていれば、リスクコミュニケーションの有力なツールになるのではないかと考えている。(4回-谷口氏)

【第1回政策対話】

- ばく露評価及びリスク評価については、評価法が確立されていない。このため、関係者でリスクコミュニケーションを図り、科学的根拠の適用に関する理解促進を進め、新しい手法の活用を支援できるよう取り組みたい。また、様々な業種・規模の企業等によるリスク評価を広く普及させるとともに、リスク評価の実施のための人材を育成することが必要である。(1回-坂田氏)